

市有機械等の使用管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月20日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第7号

市有機械等の使用管理規則等の一部を改正する規則

(市有機械等の使用管理規則の一部改正)

第1条 市有機械等の使用管理規則(昭和35年規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

(恵庭市道路管理規則の一部改正)

第2条 恵庭市道路管理規則(昭和59年規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第6号中「印」を削る。

様式第8号及び様式第9号中「印」を削る。

様式第14号中「印」を削る。

様式第15号中「㊟」を削る。

様式第17号中「印」を削る。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号(第22条関係)

郵便往復はがき (表)

切手を貼ってください

0 6 1 1 4 9 8

返 信

恵庭市京町1番地

恵庭市長 殿

道路占用許可協議 (更新)申請書

占用市道名	占用場所	占用目的	数	量
線				m ² 本
線				m ² 本
線				m ² 本
占用期間	自 年 月 日 至 年 月 日			
申請者住所氏名				

(返信用)

(裏)

注 占用料につき、農協口座より振替納付を希望される方は、下記承諾書に氏名・口座番号を記入してください。なお、現在許可(協議)を受けている占用内容に変更がある場合は、下記変更通知に記入してください。

記

農協口座振替納付承諾書

年 月 日

恵庭市長 殿

住所

承諾者 氏名

1 承諾期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 口座番号 当座・クミカン・普通

変更通知

占用者	変更		事由	占用廃止の有無
	旧	新		
数量	旧	新	事由	有 無
				年 月 日
備考	※ 占用者変更及び占用廃止は届出が必要です。数量変更については現地調査のうえ改正します。			

(返信用)

様式第21号中「㊟」を削る。

(恵庭市普通河川管理条例施行規則の一部改正)

第3条 恵庭市普通河川管理条例施行規則(平成12年規則第18号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1から別記様式第4までを次のように改める。

別記様式第1(甲)

許 可 申 請 書	
年 月 日	
様	申請者 住所 氏名
恵庭市普通河川管理条例第 条第 号の許可を申請します。	

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 第3条の規定により許可の同時申請を行うときは、「第 条第 号」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

(乙の1)

(水利使用)				
1 河川の名称				
2 水利使用の目的				
3 取水口、注水口又は放水口の位置				
4 取水量等				
5 取水の方法				
6 工作物及び土地の占用				
名称又は種類	工作物の位置又は 占用の場所	工作物の構造 又は能力	占用面積	摘 要

7 土地の掘さく等

種 類	場 所	土 地 の 面 積	摘 要

8 水利使用の期間

9 工期

備考

- 1 「水利使用の目的」については、水利使用に係る事業のための施設の総体又は代表的な施設の名称を付記すること。
- 2 「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 使用料及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒(一日最大取水量、一日最大使用水量、年間総取水量及び一日平均取水量にあつては、立方メートル)とすること。
 - (2) 発電のためにする水利使用にあつては、最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を付記すること。
 - (3) かんがいのためにする水利使用にあつては、しろかき期その他の期間別の最大取水量(最大取水量に86.400秒を乗じて得た量と一日最大取水量とが異なるときは、最大取水量及び一日最大取水量)を記載し、かつ、かんがい面積を付記すること。
 - (4) その他の水利使用にあつては、最大取水量及び一日最大取水量(一定の期間ごとに最大取水量又は一日最大取水量が異なるときは、その期間別の最大取水量及び一日最大取水量)を記載し、かつ、水道のためにする水利使用にあつては、給水人口を付記すること。
 - (5) 取水量と使用数量とが異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。
 - (6) 年間総取水量又は一日平均取水量を定めて水利使用を行うときは、これを記載すること。
 - (7) ダムによる流水の貯留を利用して取水するときは、その旨並びに当該ダムの名称、位置及び設置者の氏名(法人にあつては、その名称)を記載すること。

(8) その他責任放流等の水利使用の条件があるときは、これを記載すること。

3 「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとすること。

(1) 「占用面積」の欄には、河川敷地の占用面積を記載すること。

(2) 「摘要」の欄には、新築、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。

4 「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。

(1) 普通河川における土捨場の設置、土地の掘さくその他の形状を変更する行為(工作物の新築、改築又は除却のためにするものを除く。)及び草木の栽植について記載すること。

(2) 「摘要」の欄には、捨土量、掘さく土量等を記載すること。

5 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の2)

(河川敷地の占用)
1 河川の名称
2 占用の目的及び態様
3 占用の場所
4 占用面積
5 占用の期間

備考

1 「占用の目的及び態様」については、田、畑、運動場、公園等を設置する等のために使用する旨を記載し、さらにその使用方法の概要を記載すること。

2 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の3)

(工作物の新築、改築、除却)
1 河川の名称
2 目的
3 場所
4 工作物の名称又は種類
5 工作物の構造又は能力
6 工事の実施方法
7 工期
8 占用面積
9 占用の期間

備考

- 1 「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、該当する者を記載すること。
- 2 普通河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の4)

(河川の産出物の採取)
1 河川の名称
2 採取の目的
3 採取の場所及び採取に係る土地の面積
4 河川の産出物の種類及び数量
5 採取の方法
6 採取の期間

備考

- 1 土石の採取にあつては、次のとおりとすること。
 - (1) 「河川の産出物の種類及び数量」については、砂、砂利、栗石、玉石その他の土石の種類ごとに、その数量を記載すること。
 - (2) 「採取の方法」については、機械掘り又は手掘りの別を記載するとともに、機械掘りにあつては、その機械の種類、能力及び数並びに採取に係る掘さく又は切土の深さを記載すること。
- 2 「採取の方法」については、採取した河川の産出物の搬出の方法及び経路を記載すること。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の5)

(草木の栽植)

- 1 河川の名称
- 2 栽植の目的
- 3 栽植の場所及び栽植に係る土地の面積
- 4 栽植の内容
- 5 栽植の期間

備考

- 1 「栽植の内容」については、栽植する草木の種類及び数量を記載すること。
- 2 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の6)

(土地の形状の変更)

- 1 河川の名称

- 2 行為の目的
- 3 行為の場所及び行為に係る土地の面積
- 4 行為の内容
- 5 行為の方法
- 6 行為の期間

備考

- 1 「行為の内容」については、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類及び掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
- 2 「行為の方法」については、次のとおりとすること。
 - (1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあっては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
 - (2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の7)

(物件の洗浄)

- 1 河川の名称及び洗浄の場所
- 2 洗浄の目的
- 3 洗浄する物件の種類及び数量
- 4 洗浄の期間

備考

- 1 「物件の種類及び数量」については、土、汚物、染料その他の物件に付着しているものの態様ごとに分類し、その分類ごとの数量を記載すること。
- 2 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

別記様式第 2

汚 水 排 出 届 出 書

年 月 日

様

届出人 住所
氏名

恵庭市普通河川管理条例第 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 河川の名称
- 2 汚水を排出しようとする場所
- 3 汚水の排出の方法及び期間
- 4 排出しようとする汚水の量
- 5 排出しようとする汚水の水質
- 6 排出しようとする汚水の処理の方法

備考

- 1 届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「第 条」の箇所には、根拠条文を記載すること。
- 3 「汚水を排出しようとする場所」については、排出口の所在地及び河川の左右岸の別を記載すること。
- 4 「汚水の排出の方法及び期間」については、ポンプ排出又は自然排出の別、排出口の構造の概要並びに排出の開始及び終了の時期を記載すること。
- 5 「排出しようとする汚水の量」については、日量及び時間量を記載すること。
- 6 「排出しようとする汚水の水質」については、生物化学的酸素要求量、水素イオン濃度、浮遊物質その他の項目ごとに平均値及び最大値を記載すること。
- 7 「排出しようとする汚水の処理の方法」については、活性汚泥法、標準散水濾床法、沈澱法等の処理の方法及びこれらの方法に応じて設置する沈澱池、エアレーションタンク、中和槽、油脂分離槽等の施設の名称、数量等を記載すること。

別記様式第 3

権 利 譲 渡 承 認 申 請 書	
	年 月 日
様	
	申請者 譲り渡そうとする者 住所 氏名 譲り受けようとする者 住所 氏名
恵庭市普通河川管理条例第 条の承認を申請します。	
1 河川の名称	
2 譲渡しようとする権利の内容	
3 許可の年月日及び番号	
4 許可の内容及び条件の概要	

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「第 条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

別記様式第4

地 位 承 継 届	
	年 月 日
様	
	届出人 住所 氏名
恵庭市普通河川管理条例第 条の規定により、次のとおり届け出ます。	
1	河川の名称
2	被承継人 住所 氏名
3	承継の年月日
4	承継に関する事実
5	許可の年月日及び番号
4	許可の内容及び条件の概要

備考

- 1 届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「第 条」の箇所には、根拠条文を記載すること。
- 3 「承継に関する事実」の記載については、承継の原因及び承継した地位の内容を詳細に記載すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

